第二十三条の次に次の四条を加える。

（費用ごとの地方公共団体の負担額）

第二十三条の二　法第六十九条の二第二項に規定する同条第一項各号に掲げる費用ごとの都道府県又は市町村の負担額は、それぞれ各年度における次に定めるところにより算出した金額を合算した金額とする。

一　都道府県が支弁し、又は補助する費用（感染症法第六十四条第一項の規定により読み替えて適用する感染症法第五十八条（第十二号及び第十七号を除く。）又は第六十条第三項（感染症法第三十六条の六第一項に規定する検査等措置協定に係る部分に限る。）の規定により保健所を設置する市又は特別区が支弁し、又は補助する費用を含む。）については、当該費用から、国が負担し、若しくは補助し、又は交付金を交付する額を控除した金額

二　市町村が支弁する費用の一部を都道府県が負担する費用については、当該都道府県が負担する費用から国が負担する額を控除した金額

三　市町村が支弁する費用については、当該費用から都道府県が負担する額を控除した金額

（特別交付金交付額の費用別の交付の方法）

第二十三条の三　国は、都道府県又は市町村に係る特別交付金交付額（法第六十九条の二第二項に規定する特別交付金交付額をいう。以下この条において同じ。）を次の算式により法第六十九条の二第一項各号に掲げる費用ごとに分割し、その分割した特別交付金交付額（次条において「費用別交付額」という。）の当該各費用の総額に対する割合を、これらの費用につき国が負担し、若しくは補助し、又は交付金を交付する割合に加算して交付金を交付するものとする。

$$\text{当該都道府県又は当該市町村に係る特別交付金交付額} \times \frac{\text{法第69条の2第1項各号に掲げる費用ごとの当該都道府県又は当該市町村の負担額}}{\text{法第69条の2第1項各号に掲げる費用ごとの当該都道府県又は当該市町村の負担額の合算額}}$$

（費用別交付額に係る国の交付金の交付）

第二十三条の四　費用別交付額に係る交付金は、毎会計年度において交付する法第六十九条の二第一項各号に掲げる費用に係る国の負担金若しくは補助金又は交付金の交付にあわせて、当該年度内に交付するものとする。ただし、特別の理由によりやむを得ない事情があると認められる場合においては、翌年度以降において交付することができるものとする。

（政令で定める地方公共団体等）

第二十三条の五　法第七十条の二第一項の政令で定める地方公共団体は、次のとおりとする。

一　都道府県、保健所を設置する市及び特別区

二　新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村（前号に掲げるものを除く。）

２　前項第二号に掲げる市町村は、総務大臣が告示する。

３　法第七十条の二第一項の地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率は、当該地方債を発行した年度における財政融資資金の引受けに係る地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条第四号の規定によって起こした地方債の利息の定率によるものとする。

４　法第七十条の二第一項の地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の償還方法は、当該地方債を発行した年度以降十年以内の半年賦（うち二年以内の据置期間を含む。）によるものとする。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
厚生労働大臣　武見　敬三

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第五十七号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百六十八条第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四十八条中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

省　令

○総務省令第十六号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第七十条の二第一項の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法第七十条の二第一項に規定する総務省令で定める措置を定める省令を次のように定める。

令和六年三月十五日

総務大臣　松本　剛明

新型インフルエンザ等対策特別措置法第七十条の二第一項に規定する総務省令で定める措置を定める省令

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。）第七十条の二第一項に規定する新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするために実施する措置で総務省令で定めるものは、新型インフルエンザ等対策（法第二条第二号に規定するものをいう。）であって、法第六十九条又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の十二、第六十一条第二項若しくは第三項若しくは第六十二条第一項若しくは第三項の規定による負担金、補助金又は交付金の交付を受けて地方公共団体が行うものとする。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。